

向日市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、向日市総合教育会議運営要綱（平成27年8月26日制定。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定により、向日市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(定員)

第2条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻の10分前までに、傍聴者受付簿（様式第1号）に氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

2 前項の受付をした者に傍聴券（様式第2号）を交付するものとする。

(傍聴できない者)

第4条 次に掲げるいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器等他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為はしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議において許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、会議の議長（以下「議長」という。）及び係員の指示に従うものとする。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の秩序の維持)

第6条 議長は、傍聴者がこの要領に違反したときは、当該傍聴者に対して注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができる。

2 傍聴者は、退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

向日市総合教育会議傍聴者受付簿

年 月 日

受付番号	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

様式第2号(第3条関係)

年度 第 回 向日市総合教育会議傍聴券

受付番号 _____

年 月 日に限り有効

向日市総合教育会議